様式第21(一般則第37条関係	₹)	×受付入力	年	月	日	×担	当
様式第21(液石則第38条関係	₹)	×決裁入力	年	月	日		
		×データ更新	年	月	日		
高圧ガス販売事業届書	一般	×整理番号					
	液 石	×受理年月日	年	月	日		
名称(販売所の名称を含む。)							
事務所(本社)所在地	〒 −						
販 売 所 所 在 地	〒 −						
販売をする高圧ガスの種類							

代表者 職氏名

茨 城 県 知 事 殿

	担当部課名			
 連絡先	担当者職氏名			
	電 話 番 号	事業所番号	法人	事業所
	F a x 番号	争耒川留万		_

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(別紙1)

販 売 計 画 書

1 届出の内容(○で囲む)

新規届出 ・ 移転による新規届出 ・ 法人化 ・ 譲渡

- 2 販売の目的
- (1) 用途: 溶接・溶断・化学工業用・冷媒消火設備用・その他(
- (2) 形態: 容器 ・ ローリー ・ 導管 ・ 貨車 ・ 船舶
- (3) 販売区域:
- 3 販売するガスの種類及び販売方法

	7—72 Hz - 74 Hz - 1 - 1			
区 分	ガス名	圧縮・液化	最大貯蔵量	販売の方法
特殊高圧ガス		圧縮·液化		直送・借受・貯蔵
付外向圧及ハ		/工、州目 · 们又 [L		その他()
可燃性・毒性ガス		 圧縮・液化		直送・借受・貯蔵
引然压。毋压从人		/工·小旧 - 打又 [L		その他 ()
 毒性ガス		 圧縮・液化		直送・借受・貯蔵
母性が入		/工·小旧 - 打又 [L		その他 ()
可燃性ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵
可然注為人		/工·小旧 - 打又 [L		その他 ()
 液化石油ガス		圧縮·液化		直送・借受・貯蔵
校化和価ガス		/工、州目 · 们又 [L		その他(
酸素		圧縮·液化		直送・借受・貯蔵
政 杀		广 <u>广</u> 州自•州义16		その他()
7040047		二		直送・借受・貯蔵
その他のガス		圧縮·液化		その他()

<注>直送:自社は受発注を行うのみで、容器の授受・運搬等について他社に委ねる。

借受:自社で容器の授受・運搬等が行うが、容器置場を持たず、他社の容器置場を借受ける。

貯蔵:自社で容器置場を持ち、容器の授受・運搬等を行う。

◎貯蔵施設がある場合は貯蔵量を記載

(貯蔵量 m³ (Kg))

◎販売所の位置図及び貯蔵施設は貯蔵の方法を記載した見取図を添付すること。

(別紙2)

販売業者等に係る技術上の基準(法第20条の6第1項)に関する事項 (一般高圧ガス保安規則第40条の技術上の基準に対応する事項)

条項	対 応 事 項	備考
台帳の作成	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を作成し、取引継続中は保	添付資料
第40条第1号	管します。	No.
容器の状態	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、	添付資料
第40条第2号	しわ等がなく、漏洩していないものを使用します。	No.
容器検査合格	圧縮天然ガスの充てん容器等の引渡しは、容器の刻印等において示された	添付資料
月からの経過	月(容器検査合格月)の前月の末日から起算した次の期間から、6月以上経	No.
期間	過していないもので、その旨を明示したものを使用します。	
第40条第3号	□ 溶接容器、超低温容器及びろう付け容器(溶接容器等)	
	経過年数20年未満:5年、経過年数20年以上:2年 	
	□ 耐圧試験圧力が 3 MPa以下で、内容積が25L以下の溶接容器等で、昭和30	
	年7月以降に容器検査、放射線検査に合格したもの	
	経過年数20年未満:6年、経過年数20年以上:2年	
	□ 一般継ぎ目なし容器:5年	
	□ 一般複合容器:3年	
	□ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、	
	液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器	
	経過年数4年以下:4年、経過年数4年を超える:2年1月	
	□ アルミニウム合金製スクーバ用継ぎ目なし容器:1年1月	
	□ 自動車に装置された状態で液化石油ガス自動車燃料装置用容器	
	経過年数20年未満:6年、経過年数20年以上:2年	

条項	対 応 事 項	備考
正縮天然ガス 消費設備 第40条第 4 号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、圧縮天然ガスの消費のための設備について次の基準に適合することを確認します。 イ 充填容器等を置く位置から2m以内にある火気を遮る措置を講じ、屋外に置く。 ロ 充填容器等には湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じる。ハ 充填容器は、常に40℃以下に保つ。 ニ 充填容器等(内容積5L以下を除く)は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じる。ホ 充填容器等と閉止弁との間は、次の基準に適合する調整器を設ける。(イ) 調整器(高圧側)の耐圧性能・気密性能は容器の刻印等に示された耐圧試験にて加える圧力以上の圧力で行う耐圧試験及び気密試験(耐圧試験の3/5以上の圧力)に合格 (中) 調整器(生活の用に供するガスに限り、閉止弁から最も近いもの)の調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下で、閉そく圧力が4.2kPa以下へ 充填容器・調整器間の配管は充てん容器等の刻印等に示された耐圧試験 圧力以上の圧力、調整器・閉止弁間は0.8MPa(長さ0.3m未満のものは0.2MPa)以上の圧力で行う耐圧試験に合格する配管を使用する。ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器を接続するときは、ホースバンドで締め付ける。 チ 調整器と閉止弁との配管は4.2kPa以上の圧力で行う気密試験に合格す	添付資料 No.
圧縮天然ガス 配管の気密試 験 第40条第5号	る。 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売するものは、配管の気密試験のための設備を備える。	添付資料 No.

(別紙3)

販売業者等に係る技術上の基準(法第20条の6第1項)に関する事項 (液化石油ガス保安規則第41条の技術上の基準に対応する事項)

台帳の作成 第41条第1号	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を作成し、取引継続中は保 管します。	添付資料 No.
容器の状態 第41条第2号	充塡容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、 しわ等がなく、漏洩していないものを使用します。	添付資料 No.
容器検査合格 月からの経過 期間 第41条第3号	 充填容器等の引渡しは、容器の刻印等において示された月(容器検査合格月)の前月の末日から起算した次の期間から、6月以上経過していないもので、その旨を明示したものを使用します。 □ 溶接容器、超低温容器及びろう付け容器(溶接容器等)経過年数20年未満:5年、経過年数20年以上:2年 □ 耐圧試験圧力が3MPa以下で、内容積が25L以下の溶接容器等で、昭和30年7月以降に容器検査、放射線検査に合格したもの経過年数20年未満:6年、経過年数20年以上:2年 □ 一般継ぎ目なし容器:5年 □ 一般複合容器:3年 □ 自動車に装置された状態で液化石油ガス自動車燃料装置用容器経過年数20年未満:6年、経過年数20年以上:2年 	添付資料 No.
消費設備第41条第4号	燃料の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、液化石油ガスの消費のための設備について次の基準に適合することを確認します。(工業用燃料を除く) イ 充填容器等を置く位置から2m以内にある火気を遮る措置を講じ、屋外に置く。 ロ 充填容器等には湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じる。 ハ 充填容器は、常に40℃以下に保つ。 ニ 充填容器等(内容積5L以下を除く)は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じる。 ホ 充填容器等と閉止弁との間は、高圧側の耐圧性能・気密性能は2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6MPa以上で行う気密試験に合格する調整器を設ける。 ヘ 充填容器・調整器間の配管は1.6MPa以上の圧力、調整器・閉止弁間は0.8MPa(長さ0.3m未満のものは0.2MPa)以上の圧力で行う耐圧試験に合格する配管を使用する。 ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器を接続するときは、ホースバンドで締め付ける。	添付資料 No.
配管の気密 試験 第41条第5号	燃料の用に供する消費者に販売するものは、配管の気密試験のための設備 を備える。	添付資料 No.

保安台帳	(一般高圧ガス)
(参考様式	1)

	١I	_
- 1	۷	()

一般高圧ガス引渡先保安台帳

担当保安責任者(販売主任者)

引	名		称											
渡	所	在	地											
先	消	貴・引	渡 先											
	取力	及責	任者											
					消費の方法・使用の状態等									
	ガニ	スの	種 類	単瓶		西	記		管			その他の消費方法又は消費		
直				平拟	単瓶の集合	;	結束瓶	移動式	で液瓶	固定式液	瓶	の目的		
接														
0														
消														
費														
者														
	摘													
	要													
			NIV. 17									_		
			業届	出										
			任者						1			Г		
販			区分		特	殊	毒	性	可	燃性	Ē	可燃性・毒性		
///			スの種類	<u> </u>										
売	ガニ	スの	区分		酸	素	液化	石油	第	一種	Ē	その他		
	引渡	すガス	スの種類	Ą										
業	容	面積												
	器	許可	• 届出 •	その他										
者	置	略図は	す別添 の	つとおり										
	場	(24)	~-\\\ 1 \\\\\ \\\\ \\\\ \\\\\ \\\\\ \\\\\\											
	摘													
	要													

注) この台帳は、一般高圧ガス保安規則第40条第1号等に基づき販売事業者が作成し、取引の継続中は保管しなければならない。

(参考様式2) (小売業者用)

No.	消	肖 費 先 保 安 台 帳
消費先名	称	
住 所		
容器※	Kg× 本立	設備場所※ 屋外 屋内
too data vi in 1991	目動 手動 無	収納覆 有 無 上部覆 有 無 理 由 場 所
配管工事者氏名		保安責任者名
用途		
配管	直結	または配管図
※容器-調整器	高圧管	
※調整器-閉止弁	ゴム管 鋼管 ガス管	

※印欄は該当事項に○をつける。

(卸売業者用)

No.	販売先保安台帳	
販売先名称		所在地
販売先届出年月日		
販売先販売主任者	第 種	
氏名		
販売先兼業内容		
販売先業種	卸売、小売	
容器置場略図		
面積: m²		

令和 年度

販売台帳(容器授受簿)

No.

	仕入先(または発注先)				販売先		販売先			た 容器の異常の有無		無 容器帰着先		施設異常		
月日	記号	ガスの種類	圧力(質量)	仕入先名	月日	販売先名	外面支障 の有無	ガスもれ の有無	月日	帰着先名	月日	措置状況				

注1) 仕入先名には、伝票上の仕入先を記入する。販売店名には、伝票上の販売先名を記入する。 ※販売が容 注2) 帰着先名には、高圧ガス容器が実際に返却されるガスメーカーや販売店の高圧ガス容器置場を所有する会社名を記入する。

[※]販売が容器に寄らない場合は、備考等に内容を具体的に記入する。

様式第21の2(一般則第37条	(の2関係)	×受付入力	年	月	日	×担	当
様式第21の2(液石則第38条	(の2関係)	×決裁入力	年	月	日		
		×データ更新	年	月	日		
高圧ガス販売事業承継届書	一般	×整理番号					
	液 石	×受理年月日	年	月	日		
承継された販売業者の名称 (事業所の名称を含む。)							
承継された事業所の所在地	〒 −						
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)							
事務所(本社)所在地	〒 −						

代表者 職氏名

	担当部課名			
 連絡先	担当者職氏名			
	電 話 番 号	事 类記录 P.	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第22(一般則第41条関係)	×受付入力	年	月	日	×担	当
	×決裁入力	年	月	日		
	×データ更新	年	月	日		
販売に係る高圧ガスー般	×整理番号					
の種類変更届書	×受理年月日	年	月	日		
名称(販売所の名称を含む。)						
事務所(本社)所在地						
販売所所在地						
高圧ガスの種類の変更内容						

代表者 職氏名

	担当部課名			
 連 絡 先	担当者職氏名			
	電話番号	事業所番号	法人	事業所
	F a x 番号	尹未川留万		_

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第26(一般則第44条関係	()		×受	付入力	4	丰	月	日	×担	当
様式第25(液石則第44条関係	()		×決	裁入力	4	丰	月	日		
			× デ	ータ更新	4	丰	月	日		
高圧ガス販売事業廃止届書	<u> </u>	般	×整	理番号						
	液	石	×受	理年月日	4	丰	月	日		
名称(販売所の名称を含む。)										
事務所(本社)所在地	〒	_								
販 売 所 所 在 地	〒	_								
販売事業廃止年月日		年	月	日						
販売事業廃止の理由										

代表者 職氏名

	担当部課名			
事 级 生	担当者職氏名			
連絡先	電話番号	事業所番号	法人	事業所
	Fax番号	尹耒川留万		_

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

様式	様式第35 (一般則第74条関係)			×受付	入力	年	月	月		×担当
様式	C第34(液石則第72条関係	<u>(</u>		×決裁	入力	年	月	月		
				× デ-タ	更新	年	月	日		
高圧ガス販売主任者届書			般		任	×整 理	番号			
		液	石	解	任	×受理年	F月日	年	月] 月
名和	弥(販売所の名称を含む。)									
事	務所(本社)所在地	₸	_							
販	売 所 所 在 地	Ŧ	_							
選	製造保安責任者免状又は 販売主任者免状の種類									
任	販売主任者の氏名									
	製造保安責任者免状又は									
解	販売主任者免状の種類									
任	販売主任者の氏名									
選	任 · 解任 年月日									
	解任の理由									

代表者 職氏名

	担当部課名			
連絡先	担当者職氏名			
座 桁 兀	電 話 番 号	事 类記录 P.	法人	事業所
	F a x 番号	事業所番号		_

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

販売主任者実務経験証明書(一般高圧ガス)

1. 事業所名
2. 職氏名
3. 取扱いガス種
4. 実務経験の内容、場所(勤務先)及び経験期間
一般高圧ガス保安規則第72条第2項に該当する業務に従事した者であること
を証明します。
年 月 日
代表者
職氏名

販売主任者実務経験証明書(液化石油ガス)

1. 事業所名
2. 職氏名
3. 取扱いガス種
4. 実務経験の内容、場所(勤務先)及び経験期間
液化石油ガス保安規則第70条第3項に該当する業務に従事した者である ことを証明します。
年 月 日
代表者職氏名

手引	様式質	第 2					×受付入力	年	月	目	×担	当
							×決裁入力	年	月	日		
							×データ更新	年	月	日		
4	· =	者 等 変	東 日	#	_	般	×整理番号					
1,	<u> </u>	有 守 发	文 佃 	音	液	石	×受理年月日	年	月	日		
名称	、 (事業	美所の名称	を含む。)								
事系	务 所	(本社))所在	地	₹	_						
					₸	_						
事	業	所 所	在	地								
						法人名称	の変更					
						法人代表	者の変更					
						本社所在:	地の住居表示変	更				
変	更	\mathcal{O}	種	類		事業所名	称の変更					
						事業所代	表者の変更					
						事業所所	在地の住居表示	変更				
						その他()				
変	更	D	内	容	変更前							
X.	<u> </u>	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	L 1	717	変更後							
変	更	年	月	日								

代表者 職氏名

	担当部課名			
 連絡先	担当者職氏名			
上	電話番号	事来北老日	法人	事業所
	Fax番号	事業所番号		_

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

手引様式第3

委 任 状

(事業所名) (職名) (氏名)

を代理人と定め

下記の権限を委任します。

記

1. 高圧ガス保安法に基づく一切の件

年 月 日

法人代表者 氏名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第58(一般則第98条関係	$\tilde{\epsilon}$)	×受付入力	年	月	日:	×担	当
様式第57(液石則第96条関係	$ ilde{\epsilon})$	×決裁入力	年	月	日		
		×データ更新	年	月	日		
事 故 届 書	— 般	×整理番号					
	液石	×受理年月日	年	月	日		
氏名又は名称		<u> </u>					
(事業所の名称又は							
販売所の名称を含む。)							
	〒 –						
住所又は事務所(本社)所在地							
事 業 所 所 在 地	〒 −						
事 故 発 生 年 月 日							
事 故 発 生 場 所							
事故の状況	別紙のとおり						

代表者

職氏名

	担当部課名			
 連絡先	担当者職氏名			
	電話番号	事業所番号	法人	事業所
	F a x 番号] 尹未川留万		_

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

(別紙様式)

事故発生報告書(第 報)

			[年	月	日 ()	:	現在]
発信者	所属			氏	名			
※ 件名							※ 整理	里番号
①事故の種類	爆発 •	火災 · 湖	弱洩 • 破氢	裂 •	盗難	• ()
②発生日時	年	月 日	()	時	分			
③ 発 生 場 所	(名 称) (所在地) (連絡先) 担	3当:		電	፤話:			
④ 発 生 施 設	(施設名) (法適用) •	高圧ガス法	・LP法・石	災法・	()
⑤事故の状況	・進行中(拡	公大・縮小)	· 終息 · ()
⑥被害の状況	・人的被害	(あり・なし				Г		
		区分	従業員	協力	会社	住民		計·
		死 者						人
		重傷者						
	• 物的被害	軽傷者						人
⑦事故の概要								
⑧事故の原因								
⑨ 応急措置の内容								
(事業所)								
※ 県の応急措置								
※ 法令違反の有無	なし・	あり ()	調益	至中
※ 今後の対応等								
※ 備 考								
※ 受 信 者(産業保安室)			※ 受信時間	間	月	日	時	分

高圧ガス移動時の車両チェックリスト(可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素等)

		分	類	滴月	月ガスを	種類			法令村	艮拠	
項	項目	ローリー	バラ				技術上の基準等	適用(除外) 条件			例示基準
警戒標			_	0	不活性	0	車両の前方及び後方から明瞭に見え	容器の内容積250以下、	49条1項1号	474070	一般則1項
	涂名							内谷傾音計500以下は味が	50宋1万	10条1項1号	
,		_		_	_	_					
容器表示	「燃」	0	Ō	0			「燃」表示をすること	可燃性ガスの場合		10条1項2号	
	所有者等	0	0	0	0	0	所有者の氏名又は名称、住所、電話番号等を明示すること	ローリーで容器所有者が車 検証に記載されている所有 者と同一の場合は除く		10条1項3号	
開閉表示及び	開閉方向	0		0	0	0	バルブ又はコックには開閉方向及び開 閉状態が識別できること		49条1項12号		一般則71項
一般複合容器	の期限	0	0	0	0	0	刻印から15年以上経過したものは使用 禁止		49条1項3号 50条3号		
容器温度		0	0	0	0	0	常に40℃以下に保つこと		50条2号		一般則65項
高さ検知棒		0		0	0	0	損傷がないこと	容器の最大高さが車両の最 大高さより高い場合	49条1項6号		一般則67項
容男の衝撃及	びバルゴの		0	0	0	0	突出したバルブのある充塡容器等に は、固定式プロテクター又はキャップを 施すこと				一般則76項
損傷防止	09 70 9 09		0	0	0	0	荷台前方に固定、ロープ等で緊縛、縦積み又は斜め積みとし、混載の液化石油ガス10kg以下の容器を除き1段積みとする	内容積50以下のものを除く	50条5号		一般則76項
危険物の混載	禁止		0	0	0	0	消防法で定める危険物と混載しないこと	1200未満の圧縮天然ガス 又は不活性ガスと第4類、 1200未満のアセチレン又は 酸素と第4類の第3石油類、 第4石油類との混載は除く	50条6号		
			0	0			塩素の充填容器等とアセチレン、アン モニア又は水素の充填容器等		50条6号		
バルブの向き			0	0		0	可燃性ガスの充塡容器等と酸素の充 塡容器等のバルブは向き合わないよう にすること		50条7号		
		0		0	0	0	粉末消火器B-10以上、酸素等及び特定不活性ガスの場合はB-8が車両の左右にそれぞれ1個以上		49条1項14号		一般則73項
消火設備			0	0	0	0	粉末消火器(B-10以上)が2個以上 (ガス量>100m ³ の場合)*1)				
11377112 1111			0	0	0	0	粉末消火器(B-10以上)が1個以上 (15m ³ <ガス量≦100m ³ の場合)	内容積が250以下である充 塡容器のみで合計が500以 下の場合は適用除外	50条9号		一般則73項
			0	0	0	0	粉末消火器(B-3以上)が1個以上 (ガス量≦15m³の場合)				
	赤旗	\circ	0	\circ	0	0	() <u>Lagran</u>				
	赤色合図灯	-					 懐中電灯可、車両備付け品で可		=		
		H -	_			_	12 T 12 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1 T 1		-		
		1	_		_		E > 15 m PI L m + m 9 + PI L				
+ 4 m /r · ·	-	+ -	_	_	_		区に5川以上47日4724以上		10 /2 1 ==================================		
応急用資材 工具等		<u> </u>		_	_		o/mpy I		49条1項14号 50条9号		一般則73項
	容器バルブ開	0	0	0	0	0	を動する容器に適したもの	ローリーで容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されて			
•	工具	0	0	0	0	0	容器バルブグランドスパナ又は相当品	Vで場合で除く	-		
	皮手袋	0	0	0	0	0			-		
移動監視者	<u></u>	0	0	0	0	0	製造保安責任者免状又は高圧ガス移動監視者講習修了証を携帯すること		49条1項17号 18号 50条13号		
		0	0	0	0	0	荷送人へ確実に連絡するための措置				
事故発生時の	措置	0	0	0	0	0	応援要請のための事前措置	- 圧縮ガス300m ³	49条1項19号		一般則75項
,			_	_	_			注稿ガス300m (液化ガス3000kg)以上	50米10万		
											-
交換運転者		0	0	0	0	0	連転者を一人充てること(連続連転が4時間を超える又は1日の運転が9時間を超える場合)		49条1項20号口 50条13号		
		0	0	0	0	0	移動運転中はイエローカードを携帯す ること	内容積が250以下である充 塡容器のみで合計が500以 下の場合は適用除外	49条1項21号 50条14号		
	警戒標容器容器隔一容高容損名名名 </td <td>警戒標</td> <td>警戒標 空色 〇 ガス名 ○ 「燃」 「燃」 所有者等 ○ 開閉表示及び開閉方向 ○ 一般複合容器の期限 ○ 容器温度 ○ 高さ検知棒 ○ だ験物の混載禁止 ○ がルブの向き ○ ボルブの向き ○ 消火設備 ○ ボルブの向き ○ 消火設備 ○ ボルブの向き 本色合図灯 ボガホン ○ 本の合図灯 ○ ボガホン ○ 本の合図灯 ○ ボガホン ○ 本のおかたり ○ 本のおかたり ○ 本のおかたり ○ 本のおかたり ○ 本のおかたり ○ 本のより ○ 本のより</td> <td>事故標 ローリー バラ 警戒標 ② 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ○ ○ ○ ○ ○</td> <td>項目 ローリー パラ 可燃性 警戒標 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td> <td>事故標 ローリー パラ 可燃性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部</td> <td>項目 ローリー パラ 可燃性 脊底 酸素等 警戒標 磁色 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇</td> <td> 報告</td> <td> 項目</td> <td> </td> <td> </td>	警戒標	警戒標 空色 〇 ガス名 ○ 「燃」 「燃」 所有者等 ○ 開閉表示及び開閉方向 ○ 一般複合容器の期限 ○ 容器温度 ○ 高さ検知棒 ○ だ験物の混載禁止 ○ がルブの向き ○ ボルブの向き ○ 消火設備 ○ ボルブの向き ○ 消火設備 ○ ボルブの向き 本色合図灯 ボガホン ○ 本の合図灯 ○ ボガホン ○ 本の合図灯 ○ ボガホン ○ 本のおかたり ○ 本のおかたり ○ 本のおかたり ○ 本のおかたり ○ 本のおかたり ○ 本のより ○ 本のより	事故標 ローリー バラ 警戒標 ② 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ○ ○ ○ ○ ○	項目 ローリー パラ 可燃性 警戒標 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	事故標 ローリー パラ 可燃性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部性 内部	項目 ローリー パラ 可燃性 脊底 酸素等 警戒標 磁色 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	報告	項目		

^{*1)}No.16~18技術上の基準等で液化ガスの場合は、ガス量体積 $1 m^3$ を質量10 kgとする。

高圧ガス移動時の車両チェックリスト(毒性ガス)

No.	TË	ĺ 🗏	分	類	技術上の基準等	適用(除外) 条件	法令根	拠	例示基準	
INO.	-5	R 17	ローリー	バラ	1文州工07左中守	適用(赤/ト)未干	一般則	容器則	門小巫中	
1	警戒標		0	0	車両の前方及び後方から明瞭に見える場所 に掲げること		49条1項1号 50条1号		一般則1項	
2		塗色	0	0	容器の表面積の1/2以上で塗色すること			10条1項1号		
3		ガス名	0	0	高圧ガスの名称を明示すること			10条1項2号		
4	容器表示	「毒」	0	0	「毒」表示をすること			10米1-92-7		
5		所有者等	0	0	所有者の氏名又は名称、住所、電話番号等 を明示すること	ローリーで容器所有者が車検証 に記載されている所有者と同一 の場合は除く		10条1項3号		
6	開閉表示及び	開閉方向	0		バルブ又はコックには開閉方向及び開閉状態が識別できること		49条1項12号		一般則71項	
8	一般複合容器	の期限	0	0	刻印から15年以上経過したものは使用禁止		49条1項3号 50条3号			
9	容器温度		0	0	常に40℃以下に保つこと		49条1項4号 50条2号		一般則65項	
10	高さ検知棒		0		損傷がないこと	容器の最大高さが車両の最大 高さより高い場合	49条1項6号		一般則67項	
11	容器の衝撃及	びバルブの		0	突出したバルブのある充塡容器等には、固定 式プロテクター又はキャップを施すこと		# - 17		一般則76項	
12	損傷防止			0	荷台前方に固定、ローブ等で緊縛、縦積み 又は斜め積みとし、混載の液化石油ガス10kg 以下の容器を除き1段積みとする	内容積50以下のものを除く	50条5号		一般則76項	
13				0	消防法で定める危険物と混載しないこと				<u> </u>	
14	危険物の混載			0	塩素の充塡容器等とアセチレン、アンモニア 又は水素の充塡容器等は混載しないこと		50条6号			
15	容器の固定			0	充填容器等には木枠又はパッキンを施すこと		50条8号			
16		防毒マスク	0	0	毒性ガスの種類に適合した隔離式防毒マスク (全面形,高濃度用のもの)	空気呼吸器を携行した場合を除 く				
17	/m sets El	保護衣	0	0	ビニール引き布製又はゴム引き布製の上衣		49冬1項15号	49条1項15号		60. Dule 47F
18	保護具 保護手袋	0	0	ゴム製又はビニール引き布製 (低温ガスの場合は革製)	圧縮ガスの場合を除く	50条10号		一般則74項		
19		保護ぐつ	0	0	ゴム製長ぐつ					
20		赤旗	0	0						
21		赤色合図灯	0	0	懐中電灯も可。車両備付け品で可					
22		メガホン	0	0	又は携帯用拡声器	消石灰で除害効果のある塩素、 塩化水素、ホスゲン、亜硫酸ガ ス以外の毒性ガスの場合は携帯 用拡声器をもつこと				
23 24 25		ロープ 布類(毛布等) バケツ	0	0	長さ15m以上のもの2本以上 散布した除害剤を一時的に保持できるもの					
26		漏洩検知剤	0	0	石けん水及び適応するガスに応じて10%アン モニア水又は5%塩酸					
27		車輪止め	0	0	2個以上					
28	応急用資材 工具等	2016 . 1 . 1111	0	0	粉末消火器(B-6以上) 1個以上 (可燃性のものを除く)	圧縮ガス100m3(液化ガスは 1000kg)以上	49条1項15号		一般則74項	
29		消火器	0	0	粉末消火器(B-3以上) 1個以上 (可燃性のものを除く)	圧縮ガス100m3(液化ガスは 1000kg)未満				
30		消石灰	0	0	40kg以上	液化ガス1000kg以上				
31 32		容器バルブ開閉用ハンドル	0	0	20kg以上	液化ガス1000kg未満 ローリーで容器にバルブ開閉用 ハンドルが装着されている場合				
33		工具	0	0	容器バルブグランドスパナ又はモンキースパナ	を除く				
34		皮手袋	0	0	,					
35		防災キャップ		0	パッキン又はシールテープを付属すること					
	固定式プロテク			0	突出したバルブのある充填容器等には、固定 式プロテクター又はキャップを施すこと		49条1項3号			
37	移動監視者		0	0	製造保安責任者免状又は高圧ガス移動監視者講習修了証を携帯すること	圧縮ガス100m ³ (液化ガス1000kg)以上	49条1項17号、18号 50条13号			
38			0	0	荷送人へ確実に連絡するための措置	<u>~</u>				
	事故発生時の	措置	0	0	応援要請のための事前措置		49条1項19号		一般則75項	
υŋ	. 6476111147		0	0	災害の発生又は拡大防止措置	圧縮ガス100m ³ (液化ガス1000kg)以上	50条13号		7,0,0,0	
40					運転者を二人充てること(連続運転が4時間を		49条1項20号口			
	交換運転者		0	0	超える又は1日の運転が9時間を超える場合)		50条13号			

高圧ガス移動時の車両チェックリスト(不活性ガス)

	0. 項目		分	類		文田(B) A D.	法令标	艮拠	beel - the Mile
No.	垻	Image: section of the content of the	ローリー	バラ	技術上の基準等	適用(除外)条件	一般則	容器則	例示基準
1	警戒標		0		車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げること	容器の内容積250以下、 内容積合計500以下は除外	49条1項1号 50条1号		一般則1項
2		塗色	0	0	容器表面積の1/2以上で塗色			10条1項1号	
3	容器表示	ガス名	0	0	高圧ガスの名称を明示すること			10条1項2号	
4		所有者等	0	0	所有者の氏名又は名称、住所、電話 番号等を明示すること	ローリーで容器所有者が車検 証に記載されている所有者と 同一の場合は除く		10条1項3号	
5	5 開閉表示及び開閉方向		0		バルブ又はコックには開閉方向及び開閉 状態が識別できること		49条1項12号		一般則71項
6	一般複合容器	の期限	0	0	刻印から15年以上経過したものは使用禁止		49条1項3号 50条3号		
7	容器温度		0	0	常に40℃以下に保つこと		49条1項4号 50条2号		一般則65項
8	高さ検知棒		0		損傷がないこと	容器の最大高さが車両の最大 高さより高い場合	49条1項6号		一般則67項
9	9 容器の衝撃及びバルブの		□ 固定式プロテクター又はキャ		突出したバルブのある充塡容器等には、 固定式プロテクター又はキャップを施すこと		50条5号		一般則76項
10	損傷防止	J : 9 - 9 - 9		0	荷台前方に固定、ロープ等で緊縛、縦積 み又は斜め積みとし、混載の液化石油ガ ス10kg以下の容器を除き1段積みとする	載の液化石油ガ			一般則76項

高圧ガス移動時の車両チェックリスト(液化石油ガス)

No.	ā. 項目		分	類	技術上の基準等	適用(除外) 条件	法令	冷根拠	例示基準
1101			ローリー	バラ	区加工の番中寺	通/II(M// / / / /	液石則	容器則	73.7 23.7
1	警戒標		0	0	車両の前方及び後方から明瞭に見える 場所に掲げること	容器の内容積250以下で 内容積合計500以下は除外	48条1号 49条1号		
2		ガス名	0	0	高圧ガスの名称を明示すること			-10条1項2号	
3	容器表示	「燃」	0	0	「燃」表示をすること			10米1項2万	
4	71 HI 3271	所有者等	0	0	所有者の氏名又は名称、住所、電話 番号等を明示すること	ローリーで容器所有者が車検証 に記載されている所有者と同一 の場合は除く		10条1項3号	
5	開閉表示及び	開閉方向	0		バルブ又はコックには開閉方向及び 開閉状態が識別できること		48条10号		液石則51項
7	容器温度		0	0	常に40℃以下に保つこと		48条2号 49条2号		液石則45項
8	高さ検知棒		0		損傷がないこと	容器の最大高さが車両の最大 高さより高い場合	48条4号		液石則47項
9	容器のバルブ 保護及び損	突出バルブ		0	突出したバルブのある充填容器等に は、固定式プロテクター又はキャップを 施すこと		49条3号		
10	復防 iF	容器の固定		0	荷台前方に固定、ロープ等で緊縛、縦 積み又は斜め積みとし、10kg以下の容 器を除き1段積みとする		49条4号		液石則55項
11	危険物の混載			0	消防法で定める危険物と混載しないこと	内容積1200未満の容器と第4類 危険物との混載は適用除外	49条6号		
12			0		粉末消火器(B-10以上)が車両の左右に それぞれ1個以上		48条12号		液石則53項
13	消火設備			0	粉末消火器(B-10以上)が2個以上 (ガス量>1000kgの場合)	容器の内容積が250以下である 充填容器のみで合計が500以下	49条5号		
14				0	粉末消火器(B-10以上)が1個以上 (150kg<ガス量≦1000kgの場合)	の場合は適用除外			液石則53項
15				0	粉末消火器(B-3以上)が1個以上 (ガス量≦150kgの場合)				
16		赤旗	0	0					
17		ロープ	0	0	長さ15m以上のもの2本以上				
18		懐中電灯等	0	0	赤色合図等でも可、車両備付け品で可				
19		漏洩検知剤	0	0					
20	応急用資材	メガホン	0	0			48条12号		海工則59項
21	工具等	容器バルブ開閉 用ハンドル		0	移動する容器に適したもの	ローリーで容器にバルブ開閉用 ハンドルが装着されている場合 を除く	40米12万	条12 岁	液石則53項
22		工具	0	0	容器バルブグランドスパナ又はモンキー スパナ		=		
23		車輪止め	0	0	2個以上				
24		皮手袋	0	0					
25	移動監視者		0	0	製造保安責任者免状又は高圧ガス移動 監視者講習修了証を携帯すること		48条14、15 号 49条8号		
26	3		0	0	荷送人へ確実に連絡するための措置				
27	- 		0	0	応援要請のための事前措置	質量3000kg以上	48条16号 49条8号		液石則54項
28			0	0	災害の発生又は拡大防止措置				
29			0	0	運転者を二人充てること(連続運転が4 時間を超える又は1日の運転が9時間を 超える場合)		48条17号 49条8号		
30	注意事項を記す (イエローカー)	載した書面ド)の携帯	0	0	移動運転中イエローカードを携帯すること	容器の内容積が250以下である 充填容器のみで合計が500以下 の場合は適用除外	48条18号 49条9号		
_		-		_	25			•	_